

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例及び施行規則		
公表するもの	静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例案等の概要		
県民意見の募集	有	有 の 場 合 は その募集期間	令和7年7月4日(金)～令和7年7月28日(月)
	無		
担 当 課 等 名	スポーツ・文化観光部文化政策課 電話番号054-221-3271		
総 合 計 画 に おける位置づけ	11 ふじのくに”の魅力の向上と発信 11-2 文化・芸術の振興 11-2-(1) 地域資源を活かした文化芸術の振興		
審議会等の名称	—		
1 趣旨 静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）の運営に向け、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」といいます。）の規定に基づく公共施設等運営権方式（コンセッション方式）による公募を実施するにあたり、PFI法第18条に基づき、必要な手続等について条例を制定します。なお、条例では、民間事業者の選定手続、運営等の基準等を定めることとし、手続に必要な申請等の取扱いについては、条例から委任された規則において定めることとします。			
2 骨子 （1）条例で定める事項 ①民間事業者の選定手続 新文化施設の運営等を実施する選定事業者を選定されようとする民間事業者の申請等の手続について定めます。 ②運営等の基準 上記で選定された民間事業者（公共施設等運営権者）は、関係法令の規定を遵守することなど、新文化施設の運営等の基準の設定方法について定めます。 ③業務の範囲 公共施設等運営権者が実施する新文化施設の運営等の範囲の設定方法について定めます。 ④利用料金 利用料金の設定方法について定めます。 ⑤公共施設等運営権の移転の特例 公共施設等運営権の移転を受ける者が、実施方針に照らして適切であること等の基準に適合する場合は議会の議決を要しないこととします。 （2）規則で定める事項 民間事業者の選定手続における申請に係る申請書等について定めます。 （3）施行期日 令和7年10月を予定しています。			